

岡山藩政前期における「善人記」の編纂過程について

妻 鹿 淳 子

はじめに

近世の「善人記」や「孝子伝」といわれるものが、どのような過程を経て、またどのような意図をもって成立してきたのかを論じた研究は多くない(注1)。幕府が編纂した『官刻 孝義録』については、その編纂過程や記載されている内容を材料に論じたものは数編ある(注2)が、とくに『官刻孝義録』以前に編纂された「善人記」や「孝子伝」について論究したものはほとんどない。

本論では、岡山藩政前期における「善人記」の編纂過程について述べ、その成立と意図を明らかにすることを目的とする。

岡山藩政前期に成立した「善人記」として『備陽善人記』があるが、これを題材に、近世孝子説話の成立を論じているものに、勝又基の「近世孝子説話の基底—『備陽善人記』をめぐって」(注3)がある。勝又によれば、近世初期までの孝子説話集は、和漢の古典から選んだ孝子伝であったが、近世初期に登場した孝子説話集には「当代に生きる孝子」を集めたもので構成された孝子伝が登場し、これが近世的説話文学の誕生を物語るといえる。その先駆的なものとして『本朝孝子伝』中の「今世」部が一般的に認知されている。ところが、和文体で書かれた岡山藩の『備陽善人記』は、漢文体で書かれた『本朝孝子伝』よりも早く成立したもので、近世孝子説話の先駆的なものであるというのである。

勝又の論旨に基本的には賛成であるが、『備陽善人記』の著者について小原大丈軒と断定することをさげていることや、『続備陽善人記』の著者を不明としている点、また、近世説話文学の誕生という観点で記述していることから、政策的な視点で善人記編纂の意図などが詳細に語られていない、など残された課題は多い。本論では岡山藩の政策を視野に入れてそれらの点を明らかにしたい。

菅野則子が『官刻 孝義録』の中で最も早い時期のもの、具体的には、慶長7年(1602)の事例をはじめ承応年間のもものは備前・備中の領内のものに限定していると指摘している(注4)ように、岡山藩では、近世初期より善行褒賞が成されている。岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫のなかには、「善事書上」の分類で67点の史料が存在するが、本論では、岡山藩初代藩主光政、2代藩主綱政、3代藩主継政の前期藩政期の善人記録を対象にその成立過程をみる。

I 光政期と『備陽善人記』

(1) 光政の善人褒賞

『池田家文庫マイクロ版史料目録 社会』の「善事書上」項目にある藩政前期の史料を図Iに表

記した。これを参照しながら述べたい。

光政期の善人褒賞をまとめた記録類は、B「善人書上」とC「寛文年中 孝子善人并命令」、および光政致仕前後に編纂されたと思われるI1『備陽善人記』（上下）がある。

光政は、寛文4年(1664)9月9日、同月22日、翌年3月15日と三度同文の「善事書付之覚」を公布して(注5)、善孝者の調査報告を命じた。この覚えには、「一 孝行なる者(中略)」「一 子を能そだて候者」「一 忠節成者」「一 下々能召仕候者」「一 夫婦之間正和睦仕候者」「一 兄弟之間能者」「一 能友ヲ求候者」「一 義理ヲ専ニ仕候者」「一 義理と存候而ハ世間ノそしりヲかまハす一筋ニ仕候者」「一 慈悲ふかき者」「一 正直なる者」「一 文武之芸能心懸候者」「一 行儀能者」「一 頼母敷者」「一 役儀能相勤る者」(注6)の15箇条にあてはまるもの、そのほかでも善事があれば書き出せと命じている。そして、「上ハ老中より下ハ百姓町人に至る迄善事一ヶ條にても見聞候事不残書付可申候」「書付可申義無之候は、白紙にても出し可申候」(注7)と、家中から庶民に至るまで報告させ、無ければ無いと白紙で出せといった徹底した調査を命じている。寛文5年3月15日のものには、「一 百姓町之書上ニ奉行代官差図仕ましき事」(注8)とあり、下からの上申を重視した報告をさせようとしていた。この命を受けて、寛文6年に作成された帳面がB「善人書上」で、上記15項目に当てはまる者の人物の名前をすべて記載している。なお、この帳面には、上記「善事書付之覚」の書付が一枚ものとして挟まっていた。

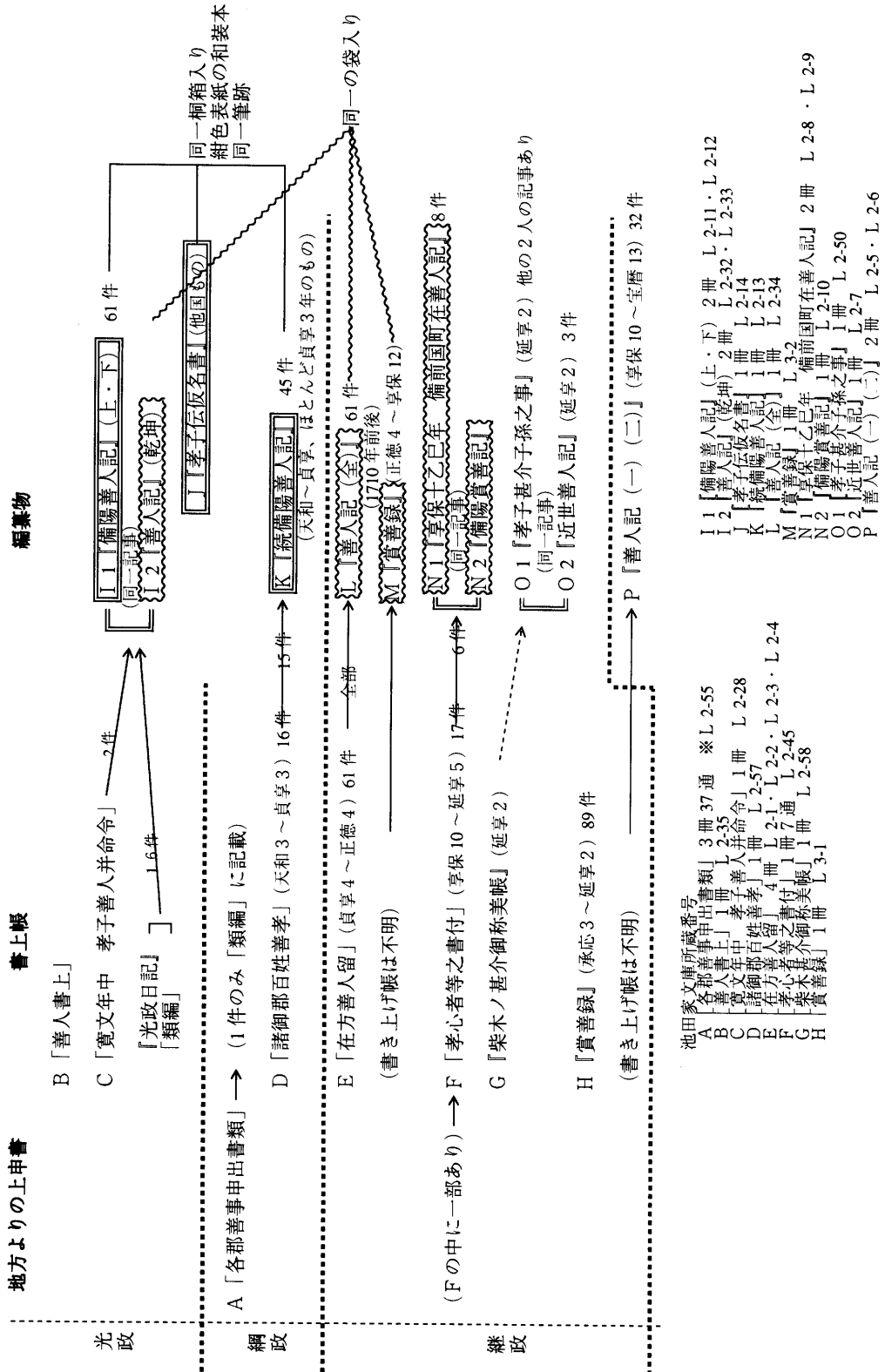
Bの帳面には、「去年書上当年ハ不書上者」とか「当(午)年初而書上ル者」として名前が挙げられ、さらに「△寛文八戊申当年書上ハ名下ニ書付」と朱筆で加筆している部分があり、この帳面は寛文6年に作成したものではあるが、前年の5年の者も変動のある者については書き加え、さらに8年には朱筆で訂正・加筆をしていることがわかる。つまり、この帳面は寛文5年と6年それに8年のデータも入っている帳面である。

寛文6年に褒賞された、孝(219人)、子育(48人)、忠(52人)、下能召使(40人)、夫婦和家斎(38人)、兄弟和(86人)、良友求(10人)、義理専(65人)、義存不省毀(23人)、慈悲(63人)、正直(224人)、武芸(111人)、行儀能(97人)、頼母敷(147人)、勤役(214人)の都合1437名の名前と人数が記載されており、これに「去年書上当年ハ不書上者」と「当(午)年初而書上ル者」の両方の名前を挙げて人数を数えている。寛文6年の人数に、寛文8年の増加人数258人を加えた人数1695人が、寛文8年に記載された者としている。

この帳面の特徴は、ここに書き上げられている者のほとんどが家中の者であることである。家中以外では、頼母敷の項目で(牢人2人、酒屋1人)、勤役の項目で(加子7人、茶弁当1人、道具者2人、草履取り2人、和気医者1人、ふれ番1人、賄方下出し1人、扶持方払1人、岩生医者1人、上道医者1人)など家中出入りの者と思われる者が褒賞されているのに過ぎない。こののちの善人褒賞が庶民を対象にしているのと対照的なのがこの時期の特徴である。

C「寛文年中 孝子善人并命令」は、寛文期の記録類が雑多に合冊されたものである。①まず最

図1 岡山藩政前期における「善人記」編纂過程



初の部分は、寛文5年・6年・8年の善事書付にあげられた15項目の徳目ごとに各年の書上人数と3カ年の合計人数を書き上げている記録である。上記B「善人書上」と違う点は、名前は一切記載されず、人数のみである。これは「備陽国史類編」（以下「類編」と略す）の寛文8年「雑の部」の記事と同一であり、寛文5・6・8年の人数を清書している。B「善人書上」の帳面のように寛文6年をもとに寛文8年のものを加筆修正などしていないし、この部分の最後に「巳午申三度書上候善人 都合千六百八拾四人」とあり、この人数が正式なものと思われる。つまり、B「善人書上」は調査報告中のものであったといえる。②その後の部分には、寛文6年7月12日から藩主光政が豊後国岡藩主中川久清に会いに牛窓へ出かけた際、牛窓や片上で孝子善人を褒賞した記事が載っている。そのとき褒賞された22人が書き上げられているが、多くは光政の廃仏興儒策に迎合した者が褒賞されており、その後の孝子善人褒賞とは意図しているところが違う傾向がある。③最後の部分には、「神儒仏之被仰出」の写しが入っている。これは光政の廃仏興儒策に対する幕府の叱責に反論したものの写しである。この帳面は②と③が2度記載されていたり、2度目の②に続く7月22日から8月2日の冊末部分は、刑罰の記事になっていたり、留帳的な書き方をしていることから、寛文年中の光政の廃仏興儒策に関する記事を雑多にまとめたメモ的な写しと思われる。

光政期の善人褒賞についての記録類は、管見によればこの2点しか見当たらなかったが、光政致仕の寛文12年（1672）前後のころ、「善人記」の説話集としてI1『備陽善人記』が創られたと思われる。

I1『備陽善人記』（上下）の掲載事例の年代が分かっているものは、承応3年（1654）～寛文6年（1666）で、不明分をも含めて61件の事例が報告されている。図1を参照に見て頂きたいが、61件のうち16件のみ「類編」および「池田光政日記」に記載されていたが、残り45件は典拠となるような記録類は見当たらず、それらの情報をどこから入手したのか不明である。ところが、後の孝子伝編纂にかかわる記録や編纂物では、藩政初期の事例はほとんどI1『備陽善人記』を典拠に記載されており（後述）、I1『備陽善人記』が岡山藩における初発の善人説話集であると同時に、光政期の「善人記」の基本資料となっている。I1『備陽善人記』は後で詳述することにし、まず、光政がどのようにして褒賞者を選び出したか、またどのような意図で褒賞をしたのかなどについて検討してみたい。

光政期の褒賞者で、年代のわかっているもののみ表Iにしてみた。褒賞者を単年度で見ると、寛文6年に41人と最も多く、つぎに承応3年17件と続くが、大洪水がおこった承応3年から明暦3年の4年間に34件、廃仏興儒策が実施された寛文6年から寛文9年の4年間に53件が褒賞されている。98件中そのほとんどがこの2時期であり、そのほか年代不明な事例も、ほとんどはI1『備陽善人記』に掲載されているもので、その配列から多くは承応・明暦期で、若干のものが寛文期と推察でき（表II参照）、光政期の褒賞は、この2時期に実施されていることが特徴であるといえよう。

また、C「寛文年中 孝子善人并命令」の後半部分には、前述しているように、寛文6年7月12

表Ⅰ 光政期の褒賞 [年代確認可能なもの]

坂 NO	和暦	西暦	名 前	池田光政 日 記	類 編	C孝子善 人并命令	I1備陽 善人記	備 前 国 孝 子 伝	同孝子伝 後 編	池田光政 公 伝
1	慶安 5	1652	内藤平之丞寡婦							○
2	承応 3	1654	喜十郎	○	○		○	○		○
3	承応 3	1654	九兵衛	○	○		○	○		○
4	承応 3	1654	替者とその嫁	○	○					○
5	承応 3	1654	佐伯村百姓	○	○					○
6	承応 3	1654	治兵衛	○	○		○		○	○
7	承応 3	1654	甚介	○	○		○	○		○
8	承応 3	1654	実教寺是要	○	○		○			○
9	承応 3	1654	藤四郎奴惣吉	○	○		○		○	○
10	承応末	1654	惣十郎、市介（市助と母）				○	○		
11	(承応 3)	1654	宗清				○		○	
12	承応 3	1654	惣太夫、その妻				○	○		
13	承応 3	1654	惣兵衛	○	○					○
14	承応 3	1654	和気郡灘村の民		○					○
15	承応 3	1654	又兵衛妻（邑久郡乙子村）	○	○		○	○		○
16	承応 3	1654	又兵衛妻（上道郡西大寺村）	○	○		○	○		○
17	承応 3	1654	銭屋与左衛門など		○					○
18	(承応 3)	1654	与七郎				○	○		
19	明暦元	1655	伊木玄蕃	○	○					○
20	明暦元	1655	石田鶴右衛門と矢部源右衛門の若党	○	○		○		○	○
21	明暦元	1655	大宮神主某		○					○
22	明暦元	1655	河村源左衛門の小者	○	○		○		○	○
23	(明暦元)	1655	久太郎				○	○		
24	明暦元	1655	次郎大夫		○					○
25	明暦元	1655	管角左衛門の若党 2 人	○	○					○
26	明暦元	1655	太郎左衛門		○		○	○		○
27	明暦元	1655	長右衛門	○	○		○			○
28	明暦元	1655	又市郎		○					
29	明暦元	1655	茂大夫女		○					○
30	明暦 2	1656	競馬をした20人	○	○					
31	明暦 2	1656	陸田市左衛門	○	○					
32	明暦 2	1656	上泉治部左衛門	○	○					
33	明暦 2	1656	二郎右衛門		○		○		○	○
34	明暦 2	1656	中野仁右衛門	○	○					
35	明暦 3	1657	甚右衛門・六右衛門夫婦		○	○	○	○		
36	万治 4	1661	九郎兵衛		○					
37	万治 3	1660	浄慶子八木左衛門					○		○
38	万治 3	1660	弥兵衛		○					○
39	寛文 3	1663	三右衛門		○					○
40	寛文 3	1663	八兵衛		○					○
41	寛文 3	1663	八郎左衛門		○					○
42	寛文 4	1664	利生村惣百姓		○					○
43	寛文 5	1665	岡田久太夫		○					○
44	寛文 5	1665	袖都		○					○
45	寛文 5	1665	茂住源右衛門		○					○
46	寛文 6	1666	井上与左衛門（良尊）			○		○		
47	寛文 6	1666	北山方村百姓中		○				○	○
48	寛文 6	1666	木梨玄貞		○					○
49	寛文 6	1666	喜兵衛		○	○		○		○
50	寛文 6	1666	九郎太夫		○					○
51	寛文 6	1666	源兵衛		○					○
52	寛文 6	1666	五郎兵衛		○					○
53	寛文 6	1666	五郎兵衛妻		○					○
54	寛文 6	1666	三平		○	○		○		○
55	寛文 6	1666	治左衛門		○	○		○		○

56	寛文 6	1666	治左衛門						○
57	寛文 6	1666	七兵衛		○	○		○	○
58	寛文 6	1666	末廣生安			○			
59	寛文 6	1666	小左衛門妻		○	○		○	○
60	寛文 6	1666	庄助		○				○
61	寛文 6	1666	四郎兵衛						○
62	寛文 6	1666	新右衛門		○	○		○	○
63	寛文 6	1666	甚右衛門					○	
64	寛文 6	1666	甚左衛門		○	○			○
65	寛文 6	1666	助三		○				○
66	寛文 6	1666	清九郎						○
67	寛文 6	1666	伊部屋清兵衛		○	○		○	○
68	寛文 6	1666	善兵衛			○		○	○
69	寛文 6	1666	高橋与右衛門		○	○			
70	寛文 6	1666	竹		○	○	○	○	○
71	寛文 6	1666	多左衛門（傳三郎弟子）		○	○		○	○
72	寛文 6	1666	太郎左衛門		○	○		○	○
73	寛文 6	1666	与左衛門ら 3 兄弟		○				○
74	寛文 6	1666	長左衛門		○	○			○
75	寛文 6	1666	傳三郎		○	○		○	○
76	寛文 6	1666	藤右衛門、四郎兵衛		○				
77	寛文 6	1666	二井村中		○				○
78	寛文 6	1666	八郎兵衛妻		○				○
79	寛文 6	1666	八幡社人隼人			○		○	
80	寛文 6	1666	孫市郎		○				○
81	寛文 6	1666	又右衛門		○				○
82	寛文 6	1666	安左衛門		○	○		○	○
83	寛文 6	1666	与左衛門						○
84	(寛文 6)	1666	與三兵衛ら（北山方村百姓中）				○		
85	寛文 6	1666	藤右衛門						○
86	寛文 6	1666	六郎左衛門とその妻		○	○		○	○
87	寛文 7	1667	市郎右衛門		○				
88	寛文 7	1667	吉兵衛		○				○
89	寛文 7	1667	勢武（坊主了勾下女）		○				○
90	寛文 8	1668	戸川夫左衛門家来		○				
91	寛文 9	1669	磯上村		○				○
92	寛文 9	1669	牛文村		○				○
93	寛文 9	1669	邑久郷村		○				○
94	寛文 9	1669	彦兵衛		○				○
95	寛文 9	1669	福里村		○				○
96	寛文 9	1669	又右衛門		○				○
97	寛文 9	1669	安倉村民		○				○
98	寛文 9	1669	与兵衛ら 3 兄弟		○			○	○

日から17日にかけて、光政が牛窓村へ中川久清に会いに出かけ、その際片上村へ巡回した。その時、直接22人を褒賞しているが、これは領内巡回中に見聞した者の中から、その都度褒賞したものである。たとえば、光政の牛窓巡回中の寛文6年(1666)7月12日、牛窓村の安左衛門は日置猪右衛門（仕置家老）から、同じく同村の小左衛門妻も西村源五郎（代官頭）・前田段右衛門（邑久郡郡奉行）から、また、高橋与右衛門は14日に日置猪右衛門から、16日または17日に片上村の竹と伊部村の七兵衛は西村源五郎・渡部助左衛門（和気郡郡奉行）から、伊部村の甚右衛門は前田段右衛門からそれぞれ藩主から褒美が下賜されることを申し渡されている。このときの褒賞者の多くは、当時光政が強烈に押し進めていた神儒奨励策に迎合した者が対象となっている。

このように、光政の時期の褒賞は、村役人や代官からの推薦があったと思われるが、光政自身が見聞きしたものをその都度褒賞したものであり、つぎの綱政の時期のような褒賞者選別の仕組みができあがっていた訳ではないことがわかる。

以上のことから、光政の褒賞の特徴をあげると、まず第1には、承応の改革と寛文6年より実施された廃仏興儒策と連動したものと見える。承応の改革は、承応2年の末から始まった飢饉と、それに追い打ちをかけた翌3年の大洪水による岡山藩の危機的な状況を脱するために行われたし、家臣の給地の地方知行制への移行・統一的な農民支配の強化・細かな農民把握など抜本的な藩政改革を行ったとされている(注9)。そうした中で、奇特なる農民の褒賞が行われ、領民の模範としての役割を果たさせようとしたと考えられる。寛文6年から実施された褒賞も同じく、光政の意図に即したものの、つまり仏教を捨て儒教を信奉するものが褒賞された。光政がこの時期に日蓮宗不受不施派を弾圧し、多くの日蓮宗寺院を破却し、領民に対し神道請の宗門改を強制したことと一連のものであったと考えられる。このように、褒賞は光政の政治的意図と大きく関連していることは明らかである。

第2には、つぎの綱政の時期では褒賞者の選別の仕組みができ上がるが、光政の時期は、第1の政策を推し進めるために、そのときどきに光政が個別に褒賞したと思われることである。

第3には、寛文5・6・8年に「善事書付」を命じた調査は、「上ハ老中より下は百姓町人に至る迄善事一ヶ條にても見聞候事不残書付可申候」(注10)と家中も庶民もその対象になっている。しかし、家臣については、善人の人数を統計的に書いている記録が「類編」とC「寛文年中 孝子善人并命令」(両者は同じ記録)に載せられていたが、庶民については一切見当たらなかった。つまり、この調査は家臣についてのみ実施できたが、庶民については調査ができなかったと思われる。庶民については、個々の対応で褒賞していたと思われる。ここで注目されることは、後の「善人記」「孝子伝」は、ほとんど全て庶民を対象としてのものであったが、光政段階では、家臣と庶民の両者がその対象であったと指摘でき、後の時期と比べて家臣への教化策が重要な意味をもっていたことを示していよう。

このように見ると、褒賞行為はすべて時の政策の教化策の一環であるといえる。

(2) 『備陽善人記』について

つぎに、I1『備陽善人記』について述べよう。

本書は光政期の善人を説話風に編纂したものである。これは前述したように岡山藩における最も早い時期の「善人記」で、後の「善人記」編纂の典拠とされたものであるが、その作者が特定されていない。勝又が指摘はしているが、断定はさけている(注11)。ここではさらに詳しく検討してみたい。

- ① I1『備陽善人記』には、61件の事例が記載されている。表Ⅱの記載配列から不明な事例は、年代のわかる事例の前後の時期と同じと考えられ、承応3年～寛文6年の事例であることが示

表Ⅱ 11 『備陽善人記』

I『備陽善人記』記載順	西暦	和 暦	名 前	理 由	太守よりの褒賞 記述の有無	類編記載 の有無	備前国孝子 伝の記載順	備前国孝子伝 後編の記載順
1(上巻)	1654	承応3	甚助(甚介)	孝子	○	○	3(1巻)	
2(上巻)	1654	(承応3)	惣十郎、市介兄弟、母	孝子	○	×	28(1巻)	
3(上巻)		不 明	孫一郎	孝子	○	×	354(5巻)	
4(上巻)		不 明	小六、二郎介兄弟	孝子	○	×	29(1巻)	
5(上巻)		不 明	助三郎	孝子	○	×	30(1巻)	
6(上巻)	1655	(明暦1)	久太郎	孝子	○	×	31(2巻)	
7(上巻)		不 明	弥兵衛妻	孝子	○	×	32(2巻)	
8(上巻)		不 明	五郎右衛門妻	孝子	○	×	33(2巻)	
9(上巻)		不 明	六助妻	孝子	○	×	34(2巻)	
10(上巻)		不 明	二郎兵衛	孝子	○	×	35(2巻)	
11(上巻)		不 明	久兵衛妻	孝子	○	×	36(2巻)	
12(上巻)		不 明	長七郎、その妻	孝子	○	×	37(2巻)	
13(上巻)		不 明	三蔵	孝子	○	×	38(2巻)	
14(上巻)	1654	(承応3)	喜十郎	孝子	○	○	39(2巻)	
15(上巻)		不 明	与左衛門	孝子	×	×	40(2巻)	
16(上巻)		不 明	与兵衛、その妻	孝子	○	×	41(2巻)	
17(上巻)	1654	(承応3)	与七郎	孝子	×	×	42(2巻)	
18(上巻)		不 明	長兵衛	孝子	○	×	43(2巻)	
19(上巻)	1654	(承応3)	又兵衛妻	孝子	○	○	44(2巻)	
20(上巻)		不 明	長左衛門、その妻	孝子	郡吏よりお褒め	×	45(2巻)	
21(上巻)		不 明	六郎右衛門	孝子	○	×	46(2巻)	
22(上巻)	1654	承応3	惣太夫、その妻	孝子	○	×	90(4巻)	
23(上巻)	1654	承応3	実教寺是要	孝子	○	○	90(4巻)	
24(上巻)			八日市の庄屋	親不孝を 諫める	×このような話 ありとだけ	×	47(2巻)	
25(上巻)	1657	(明暦3)	甚右衛門夫婦、六右衛門夫婦	孝子	×他史料では 褒賞記事あり。	○	48(2巻)	
26(上巻)	1655	(承応4)	弥五郎、その子長右衛門	孝子	○	○	49(2巻)	
27(上巻)	1655	(明暦1)	太郎左衛門	孝子	○	○	50(2巻)	
28(上巻)	1654	(承応3)	又兵衛妻	孝子	×他史料では 褒賞記事あり。	○	51(2巻)	
29(上巻)		不 明	二兵衛(仁兵衛)	孝子	○	×	52(2巻)	
30(上巻)		不 明	七郎兵衛娘	孝子	○	×	53(2巻)	
31(上巻)		不 明	久四郎	孝子	○	×	54(2巻)	
32(下巻)		不 明	助左衛門(介左衛門)	孝子	○	×	55(2巻)	
33(下巻)	1655	(承応4)	三四郎(河村の小者)	忠臣	○	○		89(4巻)
34(下巻)	1655	(承応4)	山田惣兵衛(矢部の若党)	忠臣	○	○		90(4巻)
35(下巻)	1655	(明暦1)	石井理左衛門(石田家臣)	忠臣	○	○		91(4巻)
36(下巻)	1654	(承応3)	惣吉	忠臣	○	○		92(4巻)
37(下巻)		不 明	与吉、その妻	忠臣	○	×		93(4巻)
38(下巻)		不 明	みや	貞女	○	×		94(4巻)
39(下巻)		不 明	久五郎、その妻、その妹	貞女	○	×		95(4巻)
40(下巻)		不 明	ふち	貞女	○	×		96(4巻)
41(下巻)	1666	(寛文6)	たけ(竹)	貞女	○	○		97(4巻)
42(下巻)		不 明	四郎左衛門妻	貞女	○	×		98(4巻)
43(下巻)		不 明	清兵衛妻	貞女	×	×		99(4巻)
44(下巻)	1654	(承応3)	治兵衛(矢田村庄屋)	救済	○	○		100(4巻)
45(下巻)	1654	(承応3)	宗清	救済	○	×		101(4巻)
46(下巻)		不 明	長左衛門	救済	×	×		102(4巻)
47(下巻)	1654	(承応3)	九兵衛(七兵衛)	救済	○	○		103(4巻)
48(下巻)		不 明	源右衛門	救済	×	×		104(4巻)
49(下巻)		不 明	三郎右衛門	救済	×	×		105(4巻)
50(下巻)		不 明	七太夫	救済	○	×		106(4巻)
51(下巻)		不 明	庄兵衛	救済	○	×		107(4巻)
52(下巻)		不 明	虎屋庄右衛門	救済	×	×	145(5巻)	

53(下巻)		不 明	八郎兵衛娘	廉潔	○	×		108(4巻)
54(下巻)		不 明	新兵衛、弥三兵衛、惣兵衛、市兵衛	廉潔	○	×		109(4巻)
55(下巻)		不 明	勘右衛門	廉潔	○	×		110(4巻)
56(下巻)	1666	(寛文6)	與三兵衛ら(北山方村百姓中)	善行	○	×		111(4巻)
57(下巻)		不明	九兵衛、七郎右衛門	善行	○	×		112(4巻)
58(下巻)		不明	長左衛門、長三郎	善行	○	×		113(4巻)
59(下巻)		不明	惣六	善行	○	×		114(4巻)
60(下巻)		不明	善三郎	善行	○	×		115(4巻)
61(下巻)	1656	(明暦2)	二郎右衛門夫婦	家内和睦	○	○		116(4巻)

*類編記録件数 16件/61件

されている。岡山池田藩における最も早い時期のものである(注12)。

② 光政死去より百年ほど後に『備前国孝子伝』(湯浅新兵衛編、天明6年版)が編纂された。

その序文を書いたのは小原正路であったが、それには「予曾曾父大丈軒、嘗従聞録之、漸為巻帙」とあり、小原正路の曾祖父大丈軒がかつて孝子の話を聞き記録して書物にまとめていたという。ある時、正路のもとに湯浅新兵衛が来て、大丈軒がかつて収録していたという「孝子良民」の記録を見せて貰いたいと請われたので、求めに応じたことを記している。そして『備前国孝子伝』の凡例には、湯浅自身が「郷中の部ハ慶長より貞享中ニ至る迄ハ往昔小原大丈軒の識せし善人記といへる文を此書の初として前編とす。……貞享より以来郷中の部は後編に識して梓に…」とあり、藩政初期の時期は、小原大丈軒の編纂した『善人記』によつたと明記している。表ⅡはⅠ1『備陽善人記』の事例の全てであるが、つぎのような事を指摘できる。Ⅰ1『備陽善人記』の全ての事例を『備前国孝子伝』およびその後に編纂された『備前国孝子伝後編』に採用していること、およびその配列もほぼ同じ順番で記載している。『備前国孝子伝』の第1巻の終わりから第2巻に渡って集中的に収録しており、特に第2巻は全部Ⅰ1『備陽善人記』からのものである。しかし、Ⅰ1『備陽善人記』の記載順1・3・22・23・52番については、『備前国孝子伝』の順番になっていないが、それは、『備前国孝子伝』の編纂方針で他巻への収録となったと思われる。第1巻～第5巻の途中までが孝子の部で、第5巻の途中から「忠臣義子貞女之部」「支封池田信濃守政直朝臣之封地孝子」「義子」という項目になっており、たとえば、第1巻の巻頭はもっとも代表的な孝子・善人である八木山淨慶・淨慶の子八木左衛門と甚介・曾孫甚介をまず収録し、そのあとに寛文6年時に褒賞されたものが配列され、その後の第2巻にⅠ1『備陽善人記』の事例が収録されている。第1巻～第3巻までは郷中の部で、第4巻からは岡山城下のものになっており、22・23番は岡山城下の事例であつたので第4巻に収録されている。また、52は第5巻の「忠臣義子貞女之部」の最初に収録されている。このような編集方針を鑑みると、『備前国孝子伝』はⅠ1『備陽善人記』の事例と同じ配列で記載していると言える。また、『備前国孝子伝後編』においても、第1巻～第3巻は孝子の部であつたが、第4巻と第5巻途中までは「忠臣義子貞女之部」で、その後の第5巻に「岡山市中之部」と「備藩支封池田信濃守政直朝臣領地」が続いている。後編においてもⅠ1『備陽善人記』の52を除いて33

～61番までは全て『備前国孝子伝後編』の第4巻に収録され、同じ配列になっている。つまり、配列からだけ見ても、『備前国孝子伝』『同後編』は、I1『備陽善人記』を典拠に記載している可能性が高い。

さらに、『備前国孝子伝』『同後編』の承応・明暦期のものの全部と年代が記載されていない事例のほとんどが、I1『備陽善人記』に記載されている。そして、年代不明の事例は、表Ⅱの配列からその多くは承応・明暦期のものであり、それに若干が寛文6年ころのものであることが分かる。『備前国孝子伝』の凡例に「郷中の部ハ慶長より貞享中ニ至る迄ハ往昔小原大丈軒の識せし善人記といへる文を此書の初として前編とす。」とある通り、小原大丈軒のものを典拠にした年代とも合致する。また、若干の文章表現の違いは見られるが、記載順序も同じで、内容もI1『備陽善人記』を出るものではない。

以上の点から小原大丈軒が編纂したという『善人記』は、このI1『備陽善人記』と断定しても間違いはないと思われる。

- ③ さらに、2代藩主綱政の時代に編纂されたK『続備陽善人記』も小原大丈軒のものであると考えられる。それは、表Ⅲに示しているように、K『続備陽善人記』の事例も『備前国孝子伝』および『同後編』に採用され、配列もほぼ同じ順番になっている。表Ⅱの『備陽善人記』の前

表Ⅲ K『続備陽善人記』

続備陽善人記の記載順	西暦	和 暦	名 前	備前国孝子伝の記載順	備前国孝子伝後編の記載順
1	1684	貞享1	清介（清助）	56(3巻)	
2	1684	貞享1	庄次郎、八兵衛	57(3巻)	
3	1684	貞享1	与五郎姉	58(3巻)	
4	1684	貞享1	五郎兵衛姉	59(3巻)	
5	1684	貞享1	与左衛門		117(4巻)
6	1685	貞享2	次郎右衛門	60(3巻)	
7	1685	貞享2	八介妻	61(3巻)	
8	1685	貞享2	かめ		118(4巻)
9	1686	貞享3	平左衛門、七左衛門、平九郎	62(3巻)	
10	1686	貞享3	多兵衛	63(3巻)	
11	1686	貞享3	富都（とみいち）	64(3巻)	
12	1686	貞享3	弥一兵衛（子）、市郎兵衛（父）	65(3巻)	
13	1686	貞享3	小七		記載なし
14	1686	貞享3	五兵衛妻	66(3巻)	
15	1686	貞享3	太郎兵衛	67(3巻)	
16	1686	貞享3	喜作		記載なし
17	1686	貞享3	九助	68(3巻)	
18	1686	貞享3	市郎右衛門、次郎太夫、善五郎	69(3巻)	
19	1686	貞享3	市助（市介）妻	70(3巻)	
20	1686	貞享3	七郎右衛門		119(4巻)
21	1686	貞享3	六助（六介）妻		120(4巻)
22	1686	貞享3	七右衛門夫婦	71(3巻)	
23	1686	貞享3	庄兵衛（庄左衛門）	72(3巻)	
24	1686	貞享3	市助（市介）	73(3巻)	
25	1686	貞享3	五郎右衛門	74(3巻)	

26	1686	貞享3	治兵衛	75(3巻)	
27	1686	貞享3	善次郎		121(4巻)
28	1686	貞享3	九兵衛	76(3巻)	
29	1686	貞享3	惣右衛門	77(3巻)	
30	1686	貞享3	五郎左衛門の嫁(息子猪兵衛の妻)	78(3巻)	
31	1686	貞享3	彦三郎	79(3巻)	
32	1686	貞享3	弥七郎後家		122(4巻)
33	1686	貞享3	九郎右衛門	80(3巻)	
34	1686	貞享3	半蔵母(惣兵衛妻)	81(3巻)	
35	1686	貞享3	九左衛門	82(3巻)	
36	1686	貞享3	源兵衛、源七、与七	83(3巻)	
37	1686	貞享3	九兵衛	84(3巻)	
38	1686	貞享3	善右衛門	85(3巻)	
39	1686	貞享3	市蔵	86(3巻)	
40	1686	貞享3	七左衛門妻	87(3巻)	
41	1686	貞享3	清兵衛	88(3巻)	
42	1686	貞享3	武兵衛母		123(4巻)
43	1686	貞享3	弥右衛門	89(3巻)	
44	1682	天和2	八郎兵衛妻	91(4巻)	
45	1684	貞享1	十郎兵衛妻(丸屋四郎右衛門息子の妻)	92(4巻)	

半の孝子事例は、ほとんどが『備前国孝子伝』第2巻に記載され、表ⅢのK『続備陽善人記』のものは、同じく『備前国孝子伝』第3巻にすべての事例が同じ配列で記載されている。また表ⅡのI1『備陽善人記』の後半の事例も、『備前国孝子伝後編』第4巻の「忠臣儀子貞女之部」等の所に同じ配列で記載されており、表ⅢのK『続備陽善人記』の事例がその後に続いている。明らかにI1『備陽善人記』とK『続備陽善人記』は前編・後編のような取り扱いをされている。そしてK『続備陽善人記』のあとがきに「故羽林君(光政：筆者注)の内既に善行あるものを賞したまひ撰ひ書して備陽善人記といへり、故に今又此書に冠して続備陽善人記と云。」とあり、I1『備陽善人記』とK『続備陽善人記』が同一作者と考えても不都合はないと思われる。

④ つぎに、小原大丈軒の経歴から迫りたい。年表Ⅰを参照して頂きたい。

小原大丈軒は、「奉公書」によると、通称を小原善助といい、光政により延宝元年(1673)2月3日に京都で召し抱えられている。光政致仕の翌年のことで綱政の代である。同年2月14日に岡山に着き、15日に侍講に命じられているが、侍講の職分は京都より隔年に勤務することで、9月11日には学校の直講も命じられ、光政が国元にいるときは学校へ出仕している。延宝4年(1676)には京都より岡山に引っ越している。天和2年(1682)光政死去の際には和意谷での葬儀御用を仰せつかっている。元禄7年(1694)3月3日には学校奉行に任じられ、宝永2年(1705)老衰病気を理由に学校役ご免を許されるまで学校奉行の役を担っていた。

奉公書から見ると、光政の晩年に仕え、学校関係の役職についていたことが分かり、「善人記」を編纂したと関係があるのではないかと考えている。

⑤ 史料の保管状況からつぎのようなこともわかる。

(ア)岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫の、I1『備陽善人記』(上・下)と、K『続備陽善人記』・

J『孝子伝仮名書 今世』の4冊は、同一の桐箱に入っており、4冊とも同じ紺色表紙で装

年表Ⅰ 小原大丈軒年譜

西暦	和暦	藩主	小原大丈軒（奉公書より）	書物
1672	寛文12	光政致仕 綱政襲封		
1673	延宝1		2月3日、岡山藩から召し抱えの知らせが京都に着く。	
1673	延宝1		2月14日、岡山に到着し、翌15日光政に謁見し、侍講に命じられる。侍講の職分は京都より隔年に勤務することが決まる。	
1673	延宝1		6月19日、当主綱政に京都で御目見得。	
1673	延宝1		9月11日、岡山で学校の直講を命じられる。	
1674	延宝2		11月16日、京より江戸へ向かう光政のお供を命じられる。	
1676	延宝4		3月、願い出て、岡山在国の時は御野郡北方村に屋敷を貰い、そこから隔年に勤務する。光政在国の時は、休息はなく学校で勤務。	延宝期～天和期にかけて、『続備陽善人記』が作成されたと推定
1676	延宝4		11月13日、京都を引き払い岡山に引っ越す。	
1682	天和2	光政死去	5月22日、光政、和意谷での葬儀御用を命じられる。	
1682	天和2		7月16日、朝鮮人來朝の御用のため、牛窓に16日～24日まで滞在。朝鮮人帰帆の儀も10月4日～9日まで滞在。	
1684	天和4			藤井懶斎著『本朝孝子伝』序 貞享2年刊
1687	貞享4			藤井懶斎著『仮名本朝孝子伝』出版
1687	貞享4			『続備陽善人記』作成か？
1694	元禄7		3月3日、学校奉行を仰せつかる。	
1700	元禄13		3月18日、御留守御城番人判改を仰せつかる。	
1704	宝永2		6月、病気のため、学校役を御免になる。	
1712	正徳2		11月6日、死去。享年76歳	

丁された和装本であった。これら4冊は同一筆跡で書かれた一連のもので、作成者は同一人物と考えられる。紺色表紙の和装本は藩主などへの献上本としてよく見られる体裁の本である。ここにおいても藩主へ献上したとも考えられる。

(イ)この桐箱上には朱筆で「記二号十一番 四冊」と書かれた付箋が付いており、中に収まっていた4冊の上記和装本の表紙にも「記二、一一、四冊」の付箋が付いていた。「記二」というのは明治期に池田家の史料整理をしたときの旧棚目録の記号で、学校関係のものの保管場所を示すもの（注13）であったから、これら4冊は学校関係のものと考えられる。

(ウ)同一筆跡のK『続備陽善人記』は、表Ⅲより大半は貞享3年(1686)に褒賞されたものが記載されており、2代綱政の時期である貞享3年(1686)後のあまり遠くない時期に作成されたものと考えられる。

上記3点から、この4冊は同じ筆者で学校関係の人物で、しかも光政・綱政の2代に渡って仕えた人物が書き記したと思われる。

以上のような理由から、I1『備陽善人記』・K『続備陽善人記』の著者は小原大丈軒と断定しても不都合ではないと考える。

(3) 『備陽善人記』と『本朝孝子伝』

さらに、付け加えると、I1『備陽善人記』が近世で最古の「孝子伝」とされる『本朝孝子伝』との関係から、次のようなことも指摘できる。

『本朝孝子伝』は、京都の儒者藤井懶斎（山崎闇斎に師事）の作で、天和4年(1684)に刊行されている。上・中・下巻の三巻で古代から中世までの孝子を、天子・公卿・士庶・婦女の順に記載し、最後に「今世」として同時期に近いものの孝子を挙げているが、「今世」の事例20件中、柴木村甚介・西六条院村孝孫・横井村孝農・赤穂惣太夫・三田村孝婦・小串村孝女の6事例が、岡山藩の記事であり、全国を対象にした孝子伝であるにもかかわらず、「今世」の事例の3割が岡山藩の事例であることは注目される。そしてこれら全てはI1『備陽善人記』にあり、記載内容もI1『備陽善人記』をでるものではなく要約した文章になっている。つまり、近世で最古の孝子説話集といわれる『本朝孝子伝』より早い時期にI1『備陽善人記』は成立していることになる。

また、『本朝孝子伝』には事例の記述の後に、「賛」や「論」を載せており、赤穂惣太夫の記述の論に「人皆言備州多孝子婦……余幸獲聞夫孝子数輩之行実、欣然録次于此柴木村以下四男子及左端所記之二女是也。其余善良人其舍諸」とあり、岡山藩の孝子については人に聞くことができてここに記録することができたとある。誰から聞いたとは具体的に書いてはいないが、小原大丈軒は京都の儒者で、延宝元年(1673)に光政に召し抱えられた後も、当初は隔年勤務で京都と岡山で交互に住んでいた。また、大丈軒の著『白木翁物語』の跋に「先生（小原大丈軒：筆者注）者濃州加納人、遊学京師篤俛程朱之学、与操軒懶斎楊斎諸先生相与講正学」と、米川操軒・藤井懶斎・中村楊斎などと交友があることがわかる。さらに、池田家文庫で同じ桐箱に入っていたI1『備陽善人記』（上・下）と、K『続備陽善人記』・J『孝子伝仮名書 今世』の4冊のなかのJ『孝子伝仮名書 今世』は、藤井懶斎が『本朝孝子伝』を仮名書きにして貞享4年(1687)出版した『仮名本朝孝子伝』の「今世」の部分と同じ事例であった。ただし、出版された藤井懶斎のものは、事例のあとに著者の論評として「論」が付記されていたり、挿絵があったりするが、池田家本の方は「論」や挿絵はなく筆写本である。内容的には同じであるが、池田家本にない年号等の書き加えがあったり、池田家本の事例を簡潔に要約している場合もあったり、両者は同一文章ではない。つまり、小原大丈軒と藤井懶斎との交友関係から、池田家本は懶斎の『仮名本朝孝子伝』を出版する前の原稿の段階のものを書写したのではないかと考えることもできる。

さらに、上記3種類の書物が同一筆跡であることから、大丈軒の経歴や年代を考えると、I1『備陽善人記』とK『続備陽善人記』の著者は小原大丈軒と断定できるのではないだろうか。

I1『備陽善人記』の編纂年は不明であるが、後述するK『続備陽善人記』が貞享4年ころ編纂されたと思われるので、勝又も指摘しているように、光政の致仕後の晩年か死後（天和2年）直後

の時期に編纂したものと考えられる。

このように見てみると、出版された近世孝子説話集としては、今のところ『本朝孝子伝』が最古とされているが、その典拠とされた6事例が岡山藩で編纂されたI『備陽善人記』からのものであったことは、岡山藩における「孝子伝」編纂は、全国的なレベルにおいても先駆的なものであったといえる。それは光政の強力な庶民教化政策の結果として出てきたものであり、後述するがその後の藩政に続いて行くものであった。

II 網政期における善人褒賞の組織化

2代網政は寛文12年(1672)に襲封し、正徳3年(1713)致仕、翌年死去している。網政の時期の原史料として、A「各郡善事申出書類」を挙げることができる。この史料は、延宝6年(1678)～延宝7年(1679)の2年間に善行を推薦し差し出した一筆文書をまとめた書類である。これには推薦者の署名捺印がなされており、池田家文庫の善行録関係の史料のなかで、実際に善事を上申した原本は、江戸時代のものとしては、管見の限り唯一のものである。(その他のものとしては、明治3年の「孝子奇特人并身行宜者書上帳」に捺印のある書類を見るのみ。)

A「各郡善事申出書類」には、62件の事例があるが、その善事を上申した者の内訳は、庄屋と明記しているもの38件、庄屋と推定されるもの11件、肝煎庄屋と明記しているもの7件、組頭・肝煎庄屋連名のもの1件、庄屋か年寄と推定されるもの1件、年寄と推定されるもの1件、百姓中と明記されているもの1件、記載なし1件であった。百姓中1件と記載なし1件を除きすべて在方役人・村役人によるものである。しかも、百姓中の1件は、その村の庄屋の善行を村人が推薦しているものであるから、この史料は、在方役人・村役人からの推薦によって、善行褒賞者が推薦されたことを裏付ける史料である。

図Iを参照して頂きたい。Aの史料は延宝1～2年の原史料であるが、つぎの段階のD「諸御郡百姓善孝」は天和3年(1683)～貞享3年(1686)の間に善行褒賞された者をまとめた書上帳である。この史料の事例は16件で、その内15件はこのあと孝子説話集として編纂されたK『続備陽善人記』に採用されている。Dの史料の表紙には「明治三十二年九月献納、四冊ノ内 山田貞芳」と記載された付箋があり、生坂藩士の出の郷土史家山田貞芳が、どこから入手したのかは不明だが、池田家に献納したこと、献納した4冊の内の1冊だということが分かる。残り3冊をあわせれば、K『続備陽善人記』に記載されている45件の全部を知ることができたかも知れない。K『続備陽善人記』45件のうち、Dの史料から引用されていない残りの30件は貞享3年閏3月17日に一括褒賞されている。

K『続備陽善人記』のあとがきに「郡吏に命して各その善行にしたかひ賞せしめたまふ。其人数天和三年亥の歳より貞享三年寅の春まで凡千九百九十九人なり……右善行ある者の内其行すくれたるもの四十三人をあらひ又嘗て賞せられたし。城下の市中すくれし善行あるもの二人を加て凡四十有五人をしるし侍る。故羽林君(光政：筆者注)の内既に善行あるものを賞したまひ撰ひ書して備陽善人記

といへり。故に今又此書に冠して続備陽善人記と云。」とあり、貞享期を中心にした内容からも、2代綱政の命によって作成されたことがわかる。さらに、君命により郡吏が善行者を推薦し、貞享3年には1999人が賞せられ、その中からより優れた者45人を記したものがK『続備陽善人記』であると述べている。郡吏は当然庄屋などの在方役人や村役人に命じて推薦させたと思われる。このとき、在方役人や村役人が推薦した文書がA「各郡善事申出書類」のようなもので、Aは、在方役人・村役人が郡吏に上申する段階の史料で、このなかから、為政者が適格者と思われるものを選んで褒賞するのである。

Aの史料からは「与七郎女房」の記事のみ、「類編」に記載されており褒賞されたことが分かるが、Aの事例は、その後の書上帳や編纂物などにも一切出てこないことから、庶民の模範となる代表的な人物のみを残し、後は不採用になったと思われる。

つまり、綱政期のものは先代光政と違って、藩主自身が主導権を発揮して選考したのではなく、上記の褒賞者選別の仕組みに則って褒賞したと考えられ、基本的には以後このような選別の仕組みで褒賞されると思われる。

Ⅲ 孝子子孫への顕彰と継政の褒賞政策

つぎに、3代継政期の史料としては、書上帳形式のものは、E「在方善人留」4冊とF「孝心者等之書付」・G「柴木ノ甚介御称美帳」・H「賞善録」の4点が残っている。そしてこの書上帳を原典資料として編纂したと考えられるL『善人記(全)』・M『賞善録』・N1『享保十乙巳年 備前国町在善人記』(=N2『備陽賞善記』)・O1『孝子甚介子孫之事』(=O2『近世善人記』)などの孝子説話集がある。

これらの書物の関係を見ると、まず2代綱政期のDの史料の年代に続くものとして、E「在方善人留」4冊がある。Eは貞享4年(1687)から正徳4年(1714)の書上で、正徳4年は綱政が死去した年で、その前年に綱政は致仕していることから、善人褒賞は綱政の時期であることは確実である。しかし、この書上帳が作成されたのは、つぎの継政期であろうと思われる。というのも、E「在方善人留」は、「一」書き形式で、「一」の上横に日時を、下に住所・氏名を書き、そののち褒賞理由や内容を記載している。記載事例61件全ては、孝子説話集に編纂したL『善人記(全)』に採用され、同じ配列で編集されている。L『善人記(全)』は孝子説話集であり、それも正徳4年までの事例が収録されているのであるから、当然3代継政が就任した後に編纂されたと考えられ、E「在方善人留」の書上帳はL『善人記(全)』編纂のためのものと考えられるから、両者とも3代継政の時期に編纂されたとするのが妥当だろう。そして綱政期のD「諸御郡百姓善孝」がK『続備陽善人記』の資料となったように、継政期の善人書上帳は、孝子説話集編纂の資料的な役割を持って作成されたことがさらに明確になっている。図Iを参照しながら述べたい。

まず、L『善人記(全)』は貞享4年(1687)から正徳4年(1714)の事例61件、それに続くM『賞善録』

は正徳4年(1714)から享保12年(1727)の事例35件、N1『享保十乙巳年 備前国町在善人記』は享保10年(1725)のみ8件、P『善人記(一)(二)』は享保10年(1725)から宝暦13年(1764)の事例32件を取り上げている。このように、年代的に継続し、ある年代ごとに纏められた『善人記』をその都度編纂していることがわかる。これら編纂物の元本となったのは、たとえば、L『善人記(全)』の場合は、E「在方善人留」であり、N1『享保十乙巳年 備前国町在善人記』はF「孝心者等之書付」である。このように書上帳は孝子説話集のような編纂物をつくるときの元本として編纂されたと思われる。そのように考えると、書上帳のF「孝心者等之書付」(享保10年～延享5年)と、前項のE「在方善人留」(貞享4年～正徳4年)との間には約10年間の空白があるが、編纂物のM『賞善録』(正徳4～享保12)がこの空白を埋めており、この間の書上帳は存在していたが、発見できていないと考えられる。また、F「孝心者等之書付」に続く書上帳も現在のところ発見できていない。それは多分にP『善人記(一)(二)』の元本になるものであろう。

つぎに、これら書上帳に掲載された褒賞者はどのようにして選ばれたのだろうか。

Fの帳面には6件の伺い書があり、在方では下方覚兵衛(郡方役儀見習)・小堀彦左衛門(郡方御用)や田坂与七郎(郡奉行)・森八郎左衛門(郡目付)・千賀武左衛門(樋方)などが、町方では森川藤七郎(町奉行)が褒賞者を推薦し上申している。Fの帳面は書上形式のものが11件、一筆文書が6件と性格の違うものが混在し、しかも数量的に少ないので何ともいえないが、一筆文書からいえることは、庄屋クラスから上申された者の中から、郡代クラスのものが撰び推薦したと思われる。また、表紙には「請込 田中助右衛門」と書き入れがなされている。同人は側児小姓を勤めており、藩主側近のものであることがわかる。つまり、郡代クラスが推薦したものを側近の田中がまとめて置いたと云うことになる。これは綱政期にできた褒賞者選別の仕組みを継承しているともいえるが、藩主側近が取り纏めている点を考慮に入れて考える必要がある。そのような視点で改めてみると、褒賞過程の仕組みは従来の方法をとったとしても、この時期にはつぎの点から綱政期とは違った面が見えてくる。

- ① 図1の波線で囲んでいるI2『善人記』(乾坤)、L『善人記(全)』、M『賞善録』、N1『備前国町在善人記』、N2『備陽賞善記』は、5件とも同じ筆跡で、しかも波線で結んでいる3件(4冊)は、表紙に「善人記并賞善録」と記載された袋に4冊とも一緒に入っていた。また、同袋に入っていたと記載されていないN1『備前国町在善人記』も「国史目録2」(注14)によれば、これも同袋に入っていたと記載されている。N2『備陽賞善記』はN1と同一記事であり、写しである。また、I2『善人記』(乾坤)の内容は光政期のものであるが、この時期に同じ筆者が写したものであると考えるのが妥当であろう。これらは年代的に見て当然3代継政の治世の時に制作されたといえる。Mの『賞善録』には「自今以後、当君政化のいたす所、臣筆を挙てまつべし、偶公命を蒙り、その由て来るところを記して永く公孫の宝鑑に備ふ。」とあり、継政のとき君命により家臣が編纂していることがわかる。

この袋の表紙には、「故御月見櫓」と、「記第四号 書方留方ノ内入 十七番」(朱筆)と記載した2つの付箋が付けられている。前者の付箋は月見櫓に保管されていたことを示しており、月見櫓に保管されていたものは、藩主の側にあるものが多かったと云われている。ということは、これらは藩主の側に置かれていた可能性があり、藩主が何らかの意図で必要とされたものであったと思われる。後者の朱筆の付箋は、留方で保管されていたことを示しており、その後、月見櫓から留方に移されたのでないと思われる。また、5件の内、N1と同一記事のN2だけは学校関係の保管場所の記号である「記二、一二」の記入があり、I1『備陽善人記』・K『統備陽善人記』が小原大丈軒の執筆であったから、「善人記」編纂等は学校関係で行っていたと考えられ、そして編纂したものは藩主がまず手元に置き、その後、留方に移されたとも考えられる。この時期以降、善孝録の記録類はほとんど留方の記号が記載されていることから、善孝録の編纂がこの時期に学校から留方に移ったと考えられる。

- ② G『柴木ノ甚介御称美帳』の書上帳、および孝子説話となっているO1『孝子甚介子孫之事』・同一記事であるO2『近世善人記』は、すべて延享2年(1745)に作成されている。Gは甚介とその子孫のみの書上帳であるが、O1・O2は、光政に褒賞を賜った柴木村甚介の曾孫甚介、綱政が賞した地頭上村吉左衛門・源八郎父子の子孫、さらに当代継政が賞した尻海村次左衛門・孫の次左衛門を特に選んで編纂し、三人の善人説話集としている。かつて孝子として藩主より賞せられたものの子孫が、その家風を継承していることを大々的に顕彰している。ここには、継政の歴代藩主の功績を受け継ぐ意志を読み取ることができると同時に、作成の目的としてGの前書きに「此度御誉被成候と申二も無之、年経事薄候之条、御先祖様被成置候趣、御領内之者共相存、孝悌之行方思召候御趣二而、此度御判物被下候由」とあり、領民教化のためであると述べている。孝子の子孫を顕彰する行為が、周囲に及ぼす影響として効果的であることを政策的に見越して行っている。その様子を、O1『孝子甚介子孫之事』により見ると、つぎのようなものであった。

初代甚介より4代目の子孫甚介に対し、延享2年(1744)7月22日に判物を与えることを、5月22日に藩主継政が城にて池田勘解由森臻に命じ、森臻は郡代見習小堀彦左衛門明喬に伝え、判物を渡す。彦左衛門はこれを郡会所に持参し郡方役人列座の上、甚介を呼び出し、彦左衛門が判物を下賜した。その趣旨は「先祖甚介孝心の余風ありて今に家内むつまじきよしを感じ思召によつて米を賜ふ」という内容であった。そして、あらかじめ甚介に対し岡山へ出府するよう命じていた。7月18日に岡山へ出府するときは、「家の内のものはいふも更なり。村中のものとおほくつとひあつまりてよろこひ見たてける」といった騒ぎになっており、また、判物を賜って26日に岡山を出立して帰村するが、その途中では、「御判物持、柴木村へ帰る道すからの民とも、その道筋に出て談しける、その夜ハ道越村といふ所の大庄屋猪介か家にやとりて、翌る廿七日の未の刻はかりに柴木に帰りつきぬ。甚介か家ちかきほとにあやしき橋の有けるなど甚介近所のものとの打よりとりつくろひつゝ、村さかひまで中大嶋の名主をはしめ、甚介か一類隣のものとも

出むかへ、御判物をいやまひけるとそ」とあり、岡山から在所に帰るまでの村々や村民の対応を過大に記述していたとしても、かなりの話題となっていたことがわかる。そして、帰宅してからも近隣は勿論、遠方よりも祝いに来て御判物のことを話題とし、「甚介ハ永代の人のかゝみにて諸人の心もちゐもよろしくなり侍らんといひけるとそ。……此たひの幸ひを郷中のよろこひにいひけるにや」と、甚介の子孫への褒賞が多いに領民教化の宣伝になっていることが示されている。

- ③ 上記、柴木村甚介はじめとする三人の善人説話は、いづれも延享2年に編纂されているが、H『賞善録』も延享2年ころに作成されたと思われる。H『賞善録』は最も早い時期である承応3年(1654)から延享2年(1744)までの事例を書き出した書上帳である。留帳とおなじ「一」書き形式で書かれており、古い時代の承応からの事例を留帳から抜き出してつくったものと思われる。この時期までは、狭い範囲でその時期ごとにまとめた書上帳や編纂物はあったが、光政・綱政・継政三代の全時代を通じてのまとまった「善人書上」等の編集はこれまでなかった。H『賞善録』はそういう意味で「善人記」編纂の一つの画期であったと思われる。前記G・O1・O2・Hの編纂も延享2年であり、この年が画期であったことを裏付ける。

- ④ では、延享2年になぜ多くの「善人記」が書かれ、「善人記」編纂の画期となったのであろう。

P『善人記(一)(二)』は、享保10年(1725)から宝暦13年(1763)までの事例が載っている孝子説話集である。この前書きに、継政執政の時期に善政を敷いているが「御心に任せ給ハぬ事おほくて始て諸士に賜る所の領其半を減する事寛保三年より五とせを限りて定らる。されとも譜代恩顧の士はいふにや及ふ、賤き者迄も常々の恩沢の厚きを以ておのか艱難をいたはる者一人もなし、其上此年数の内ハ、上へ返上すへき金銀米銭をゆるし給ひ、その種々に随ひ、儉を堅く守り取つゝき侍るへし、尤武の備に懈る事なかれとかへすゝゝ、仰事あり。かゝる所に壬戌(寛保2年)の秋関東水あふる事有て、利根川といふ大河の堤破れ侍りける程に、其冬諸侯の中へ台命下りて川堤の普請御手伝の命を蒙らせ給ふ。此事容易の事ならず、去程に老臣をはしめ此事を聞きひとしく思ひ候に、知行の内或ハ金銀を以、其種々の志にまかせて捧たきよしを願ふ、此事誰いひ伝ふとなけれども、追々に申出る所終に一統に成侍る。是を聞伝候て、町人の身もとよろしき者共こころゝゝ、吏に願ひ、又百姓是を伝しては、其郡々の吏に訴出て、金銀を以て御費を補ふかたハしにもと望ミ乞ふ」とあり、家臣に半知借上げを実施するほど藩財政が窮迫しており、そのうえ寛保2年(1742)には関東の大洪水での利根川の堤防決壊箇所の普請を幕府から命じられ、藩としては立ちゆかない状態になっていることが露骨に書かれており、百姓・町人等からの自発的な寄付を暗に募るほどになっている。

寛保2年より3年後の延享2年に、前記②③の編纂が行われており、とくに、O1『孝子甚介子孫之事』・同一記事であるO2『近世善人記』に取り上げられた三人のうち、継政自身が褒賞した尻海村次左衛門は、孝行篤実ある人物と書いてはいるが、延享2年の夏の洪水の時、米1万俵を差し上げたことが褒賞された第一の理由であった。次左衛門には苗字帯刀・藩主への拝謁も

郡医師並みに許し、永く50人扶持を与えるという破格のものであった。いかに藩財政が窮迫していたかが伺われる。

つまり、藩財政の窮迫という事態に直面した継政は、統治者として領民に対してそのあるべき姿を示すことが緊急の課題だと判断したのだろう。延享期の「善人記」編纂はその領民教化の柱であったと考える。

おわりに

岡山藩における庶民教化策としての善人褒賞は、初代光政の承応期に始まる。為政者としては領民をいかに治めるかは、封建領主にとってはいつの時代でも同じ課題であったろうが、光政は善人褒賞を領民教化の1つの手段として早くから行った藩主として挙げられるだろう。飢饉と大洪水に見舞われた承応期は、光政に藩存亡の危機意識を与えたと思われる。光政はこの時期から細やかな領民把握の政策を展開していくが、その一環として善人褒賞を行い、為政者の期待する領民像として模範となる人物を褒賞することによって、領民への教化を行ったと考えられる。それは、寛文期の廃仏興儒策を展開したときも、光政の意向に沿った者が多く褒賞されていることから言えよう。このように、善人褒賞は藩主の政策的な側面から展開されたことは明らかである。2代綱政期以降、善人褒賞の選別の仕組みができた。3代継政の時には、前の仕組みに則って善人褒賞は行われたが、寛保期の財政窮迫と幕命による利根川の普請から藩財政の更なる窮迫が、継政期独自の領民への褒賞となって現れている。また、光政期は家臣と庶民の両者を褒賞の対象にしているが、綱政以降は家臣の善人記録はなく、庶民のみ対象となっている。光政の時期は、家臣への教化も重要で、いまだ藩体制が十分に確立していないことを伺わせるものであろう。

つまり、岡山藩の善人褒賞は、為政者の期待する領民に仕立てていくための、きわめて政策的なものであったといえる。それが、早くから他藩に先駆けて「善人記」編纂が行われた理由であろう。

「善人記」編纂は、光政の晩年から死後直後に始まったと思われる。I1『備陽善人記』の著者小原大丈軒が、岡山藩に仕官してからのことであったと思われるが、光政執政の時期には「善人記」編纂は行われていない。

つぎの2代綱政の時、在方役人や村役人から善行者を推薦させ、郡奉行がそれらを上申し、その中より褒賞者を撰びさらに模範となる者を「善人記」として纏めている。K『続備陽善人記』も小原大丈軒が引き続き編纂したと考えられる。

3代継政の時期は、「善人記」の一つの画期と考えられる。書上帳形式でその時期ごとの「善人記」をまとめ、それを元にそれぞれ孝子説話集を編纂しており、「善人記」編纂の機運があること、H『賞善録』のような藩政初期からその当時までの「善人記」をはじめて纏め上げようとしていること、G『柴木ノ甚介御称美帳』やO1『孝子善介子孫之事』などの善人褒賞の子孫を改めてクローズアップし、領民教化の模範として示すなど、2代綱政の時期より善人褒賞をより強力に推し進めている。これも

前述しているように藩財政の窮迫を意識しての政策的なものであったと考えられる。

最後に、岡山藩の『備陽善人記』が、近世孝子説話集として全国で最も古いとされる『本朝孝子伝』の典拠とされたことを指摘しておきたい。ただし、『本朝孝子伝』は出版されているが、『備陽善人記』は出版されていない。岡山藩の孝子伝が出版されるのは、寛政元年(1789)湯浅新兵衛編纂の『備前国孝子伝』を待たなければならなかった。

(注1)「善人記」と「孝子伝」は厳密に言えば、「善人記」は様々な善行を行った者を取り上げているが、「孝子伝」はその中で孝行という徳目を実行した孝子のみを対象にし編纂したものである。しかし、どちらも為政者にとって都合のよい領民をつくることを目的にしたものであるため、本質的には同じと言える。本論では区別しないで、史料の表題が「善人記」および「孝子伝」と表記していれば、表題通りに使用している。

(注2)これまでの研究史については、妻鹿淳子「『官刻 孝義録』の編纂過程と岡山藩」(岡山大学文化科学研究科紀要 18号所収、2004)を参照して頂きたい。

(注3)『國文學』第46巻7号所収、学燈社、2001

(注4)「幕藩権力と女性－『官刻 孝義録』の分析から－」(初出は近世女性史研究会編『論集近世女性史』吉川弘文館、1986。のちに菅野則子『村と改革』に所収、三省堂、1992)

(注5)永山卯三郎著『池田光政公傳 下巻』1045頁 世界聖典刊行協会復刻版 1980

(注6)「善人書上」 岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫L2-35(図Iの記号B)

(注7)(注8)注5に同じ1044～45頁

(注9)倉地克直『近世の農民と支配思想』第9章藩政確立期の教育と文化 柏書房、1996

(注10)注5に同じ 1045頁

(注11)注3に同じ。

(注12)慶長7年(1602)輝政により褒賞された浄慶が善人褒賞としてもっとも早く、湯浅新兵衛編纂の『備前国孝子伝』や幕府の『官刻 孝義録』などには掲載されているが、『備陽善人記』には取り上げられていない。光政は、父の遺言を守り出家していた浄慶の子の八木左衛門に対し、出家では家が絶えると説得し還俗させた。そして、輝政の石像を安置している鏡石神社の神官とし、万治3年(1660)同社へ輝政時代に与えられていたものに加えて高20石を付与したことはあるが、「類編」「留帳」等の褒賞の項目には入れられていない。

(注13)『改訂増補 池田家文庫マイクロ版史料目録 総記』池田家旧棚記号分類表 岡山大学附属図書館編 1992

(注14)『池田家文庫マイクロ版史料目録 社会』7頁 岡山大学附属図書館編 1992